

補 助 金 等 調 書

補助金等の名称	不妊治療交通費等助成金			担当課	健康こども課
交付根拠法令等	白糠町不妊治療等助成事業実施要綱			終 期	令和7年3月31日
補 助 事 業 者	個人			補助金等の分類	その他給付金
総合計画の施策 体系(行政目標)	施策分類	子育て支援の充実	施策小分類	子育て環境の整備	
	施策目的	安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、少子化対策の一環として不妊治療を行う夫婦の精神的負担及び経済的負担を軽減する。			
事 業 の 概 要	(1) 対象となる治療 体外受精、顕微授精（以下、生殖補助医療）、及び生殖補助医療に至る過程の一環として行う男性不妊治療、人工授精				
	(2) 対象者 ア 夫婦が法律上の婚姻をしていること（事実婚も対象とする） イ 夫婦のいずれも白糠町に住民登録を有すること ウ 夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税の滞納がないこと エ 夫婦のいずれも医療保険各法による被保険者、組合員、被扶養者であること オ 他の市区町村から不妊治療の助成を受けていない、または受ける見込みのないこと ※年齢制限は設けない (3) 助成内容 ・ 交通費 医療機関に通院した場合、JR 運賃を基準とし2分の1の額 ・ 宿泊費 生殖補助医療の治療を受けるために宿泊を要する場合、1 治療日につき 1 泊とし、2分の1の額（上限あり） ※助成回数及び通算助成期間については、制限しない				

令和6年度 収入決算額(a)	令和6年度 支出決算額(b)	差し引き (a)－(b)	(a)収入のうち 町補助金額(c)	(c)のうち一般財源
104,720	104,720	0	104,720	77,088